

いまの社会を、憲法通りにつくり変えよう

憲法改悪ストップ兵庫県共同センター週刊ニュース

650-0012 神戸市中央区北長狭通 5-2-10・兵高教組会館 4F

電話：078-366-6855 FAX：078-366-6856

Eメール：kenpou-hgkyodo@s9.dion.ne.jp

HP：https://kenpou-hyogo.sakura.ne.jp/

憲法を活かそう

No.1018

2025年8月21日

戦火よびこむ「安保三文書」破棄せよ、戦争の覚悟でなく 平和の国づくりを

たたかい続けよう



八月十五日
須磨区憲法共同センター宣伝行動
板宿イオン前、参加者18名 署名は30筆

再審法の改正は

法制審ではなく

野党共同法案で

2025. 8. 25 救援新聞

再審法改正を求める世論が広がり、超党派の議連が改正案を作成するなどの状況に対して、それまで再三「改正は必要ない」と主張してきた法務省が突如態度を変え、再審制度の見直しについて法制審議会に諮問すると言い出しました。これは、議連の動きに対抗し、改正を妨害するものです。

自民党や地方議員の中には「法制審の議論を見守ろう」との意見があります。しかし、法制審では「無辜の人」を救済するための改正は実現できません。法制審は、冤罪を作り上げた法務省（検事）が主導しているからです。これまでの刑事司法に関する改革でも、本来求められる改正は実現していません。取調への可視化などを議

には、証拠開示の範囲を狭めたり、再審開始決定への不服申立ての禁止に反対する意見が検事の委員から出されています。

国民救援会は、野党共同提出の改正案の採択を求めます。その改正案の骨子は以下の通りで、私たちが求めてきた要求と一致する内容です。

▽再審請求での検察官の持っている証拠の開示

▽再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止

▽再審や再審請求で、当該事件に関与した裁判官は関与できない（除斥・忌避）

▽再審請求の手続きをおこなう期日を指定するなど、規定の整備

＊署名や請願のための資料等は、国民救援会のホームページに掲載されていますので、ご活用ください。

えん罪事件の再審による無罪判決が続いています。袴田事件、福井女子中学生殺人事件、湖東記念病院国賠訴訟などの長年にわたる冤罪が裁かれました。このような人権侵害は二度と起きてはなりません。そのため上記記事のように、『再審法の改正』への運動が広がっています。この実現のためにも運動を広げましょう。

◇◆◇地域や団体の催し◆◇◇

★★★ 9月6日（土） 13時半～

兵庫革新懇講演会

場所：垂水レバンテホール

講演：渡辺 治さん・一橋大学名誉教授

『参議院選挙結果から見える新しい地平』

資料代：¥ 800 障がい者・高校生は無料

（連）078-803-8330